

管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十二号

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年五月二十九日

埼玉県公営企業管理者 板 東 博 之

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する規程

埼玉県企業局事務の委任及び決裁に関する規程（昭和五十二年埼玉県公営企業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

別表第四財務課の項一号管理者決裁事項の欄 8 中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改め、同欄 9 中「第二百四十三条の二の八」を「第二百四十三条の二の九」に改める。

附 則

この規程は、令和八年九月二十四日から施行する。